

○15 番（蔵野恵美子君）

立憲民主ネットの蔵野恵美子でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。今回の質問は大きく 3 点です。1 項目めは、「介護未満」からの支援について、2 項目めは、高齢者等の賃貸居住支援について、3 項目めは、樹木管理の見直しについてでございます。

大きく 1 項目めとしまして、「介護未満」からの支援について伺います。

先日書店で、「介護未満の父に起きたこと」との本のタイトルに目が留まり、思わず手にしました。帯紙の紹介文には、「人はいきなり寝たきりになるわけではない。そういう人もいるかもしれないが、たいていは誰もがイメージする「ザ・介護」の前段階がある。騙し騙しやっていたいままでの生活が、さまざまな理由でひとりでは回せなくなる日がやってくるのだ」との記載があり、購入せずにはいられませんでした。

ジェーン・スー氏の新刊であり、都内に離れて暮らす 80 代父のケアに娘が奔走した、介護前夜の 5 年間のことが記され、まさに私自身の状況と重なったのであります。当新刊は、2025 年 10 月 5 日調べでのアマゾンランキングで 1 位、既に電子書籍を除き、12 万部の出版が決定とのネット記事もあり、関心の高さがうかがえます。

ジェーン・スー氏はその名前から海外出身の方と思われるかもしれませんが、名前は芸名であり、生まれも育ちも東京都文京区の日本人ということでもあります。私と同世代の 1973 年生まれ、同じ時代を生きてきたこともあってか、少々辛口な視点で世間を観察されている著書には共感できる部分が多く、注目をしているコラムニストであります。武蔵野市男女共同参画フォーラム 2024 では、「この違和感は何だろう～わたしの「ちょうどいい」を探して～」をテーマに、本市での講演もされております。

さて、質問に入ります。一般的に介護認定がされると、介護度に応じた支援制度が明確となりますが、要支援、もしくは要支援前段階の健康と要介護の中間段階においては、自治体により支援の内容が異なり、また世帯によって支援の受け方、在り方は様々であろうと、自身の経験から想像しておりました。全面的な支援までの必要はなくても、日常のところどころに支援の必要が生じてくる。

そしてそのところどころの支援の内容が世帯の生活スタイルによって多岐にわたり、適切な支援情報

にたどり着きにくい現状があるのではないかと感じていたところに、当書籍の、情報にたどり着けるか否かが介護者と被介護者の運命を分けるとの文章が刺さり、想像が確信となったのであります。要支援、その手前段階での支援の重要性を改めて実感し、以下伺います。

1、要支援者への支援の周知について伺います。2000年にスタートした介護保険制度は、2005年に予防重視型システムへの転換へ改正され、要介護者への介護給付と分けて、要支援者への給付が予防給付として新たに創設されました。要支援者のケアマネジメントを地域包括支援センターで実施し、市町村が介護予防事業を実施することになりました。

その10年後の2015年、予防給付のうち、ホームヘルプサービス、デイサービスが地域支援事業に移行され、支援内容、利用料等を自治体独自で設定することになり、本市でも2015年10月より日常生活支援総合事業を開始し、要支援1・2認定者、また認定されない場合でも、基本チェックリスト、別名お元気アンケートの結果、総合事業対象者に該当した場合、ケアプランが作成され、総合事業の利用が可能となる制度への変化がありました。

以上のように、要支援の概念ができ20年が経過しましたが、要支援者への支援に関する周知は、制度改正に伴いどのように進展してきたか伺います。

2、介護予防・日常生活支援総合事業の本市ならではの特徴について伺います。2015年9月発行の本市の「介護予防・日常生活支援総合事業が始まります！」のパンフレットには、「従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の利用者に同程度のサービスを提供することを基本としながら、武蔵野市の独自の基準による訪問型サービス、通所型サービスを開始し、利用料の軽減を図ります」との記載がありますことから、総合事業の独自性があることが見受けられます。総合事業を含めた介護予防事業全般において、本市独自の支援とは具体的にどのような内容か伺います。

3、本市のホームページでは、要支援認定者数は、2025年10月末現在では、要支援1が605名、要支援2が532名と掲載されています。近隣自治体と比較して、認定者数やサービス利用状況についてどのように認識しているか伺います。

4、要支援前後の段階から何らかの支援を受けておくことは、要介護段階への移行を遅らせるだけではなく、要介護段階へのスムーズな支援につながるなど、メリットが多いと考えられ、要支援認定者数の増加は望ましいことでもあると考えますが、見解を伺います。

5、支援の核である地域包括支援センターの役割、ここ数年の相談件数、内容の傾向、課題、展望について伺います。

6、要支援の手前段階、要支援段階の支援サービスに関する本市の現状、課題、展望について伺います。

次に、大きく2項目めとして、高齢者等の賃貸居住支援について伺います。

高齢者や単身世帯の増加、持家率の低下等により、今後、高齢者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズがさらに高まることが見込まれる一方で、要配慮者の孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題に対して、不安を持っている賃貸人の方が多い現実があります。これらを背景として、要配慮者が安心して生活を送るための住まいを確保できるよう、2024年6月、住宅セーフティネット法の改正があり、居住サポート住宅が2025年10月から開始されました。それを受け、以下伺います。

1、居住サポート住宅とは、居住支援法人等と賃貸人が連携し、要配慮者のニーズに応じて入居中のサポートとして、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ、遺品整理や原状回復費用補償を行う住宅で、要配慮者が入居中にこれらのサポートを受けることで、入居後の変化やトラブルに対応できる住宅を増やす狙いで創設されたものであります。

居住サポート住宅に入居する要配慮者については、認定保証業者が家賃債務保証を原則引き受けることや、生活保護受給者の場合、家賃について代理納付を原則化することになっています。本市で行われているあんしん住まい推進事業との違いについて伺います。

2、武蔵野市あんしん住まい推進事業の実績について、令和6年度の事務報告書には、利用申請21件、成約件数1件とあります。成約件数が1件のみである要因についてどのように認識しているか、また、事業の評価について伺います。

3、居住サポート住宅は2025年10月から開始されていますが、本市のホームページには、現在当制度についての掲載がありません。本市の居住サポート住宅に関しての現状の取組状況、課題、展望について伺います。

4、今後、あんしん住まい推進事業と居住サポート住宅の2つの制度のすみ分け、連携をどのように行い、支援につなげていくのか、見解を伺います。

次に、大きく3項目めとしまして、樹木管理の見直しについて伺います。

今年6月の東京新聞では、街路樹や公園の樹木が倒れたり、枝が落下したりする事故が相次ぎ、昨年11月までの3年半で人や物に被害が及ぶなどした事故が全国で1,732件あったことが国土交通省の調査で分かったとの記事がありました。

高度経済成長期に植えられた樹木は月日がたち、老木化が進む木も増え、維持や管理に苦心する自治体が増加しているのです。本市でも2024年12月13日の建設委員会の議案審査において、武蔵野市緑町の市道沿いの隣同士であった2本の街路樹の桜が、それぞれ2023年11月、2024年4月の2度にわたり歩道側に倒木し、外構フェンス、植栽、外灯、消火栓を損傷し、所有者に789万円ほどの損害賠償を支払った事故報告がありました。人への被害がなかったことは幸いでありましたが、今後ないとは限らず、樹木管理の見直しの必要性を感じた事故でした。

こうした全国的な危険な木への課題解決に対応する手段として、国土交通省が注目しているのが、三井住友建設のAIで樹木を診断し管理する、tree AIです。宮崎県都城市は本年11月より3か月導入実施し、年度内に効果測定まで完了する予定と発表しました。

tree AIとは、まずカメラで撮影した樹木画像をAIが解析、診断し、危険な木をスクリーニングします。危険な木と判定された樹木は樹木医が精密診断を実施し、必要に応じて剪定や伐採などの処置を行います。さらにデジタル管理台帳で、樹木の位置情報や過去の診断履歴、管理記録などの情報をリアルタイムに一元化します。これにより、正確なデータに基づいた管理計画を立案できるというシステムです。

作業量が多い初期診断をAIが補助することで、専門知識がない人でも危険な木の選別が可能になります。それにより、樹木医は専門性の高い精密診断に注力できます。限られた維持管理予算や作業量の中で、より効率的な樹木診断と危険な木の早期発見を実現し、倒木などの事故防止につなげるというものです。

以上のように、現在全国的に樹木管理の抜本的な見直しが必要とされています。そこでまず、本市の樹木管理の現状を確認し、今後の展望について、以下伺います。

1、市が管理する樹木の倒木、落枝の報告件数と事故件数、過去5年間を伺います。

2、本市の樹木に関する計画は、緑の基本計画、大木・シンボルツリー2000計画がありますが、市内全体の樹木管理に関する計画については存在しないと見受けられますが、現在の樹木管理マニュアル

は存在するのか、何に基づき、こういった管理を行っているのか伺います。また、それぞれの樹木の管理台帳はあるのか伺います。

3、2025 年 9 月の決算特別委員会での会派要求資料に、本市と近隣自治体の街路樹木本数と維持管理費についての資料提示がありました。本市の本数は 3,928 本（グリーンパーク緑地などの遊歩道形状の公園緑地の街路樹 1,445 本も含む）とあり、練馬区の 6,048 本、杉並区の 5,228 本、三鷹市の 3,000 本、小金井市の 1,078 本、西東京市の 1,614 本と比較すると、面積当たりの本数が多いこととなります。本市の街路樹が多い要因にはどのようなものがあるのか伺います。

4、2023 年 11 月、2024 年 4 月の本市での倒木事故の原因として、幹の診断は行い、健康であったが、診断を行っていなかった根が弱っていたことが原因の一つであったとの報告があり、今後、根の診断についても行っていく旨の答弁がありました。当事故を受け、街路樹にかかわらず、市が管理している樹木の根の診断をどのように行っているのか伺います。

5、2025 年 2 月 25 日開催の第 1 回緑化推進審議会の議事要綱を拝見しますと、老木化の対応についての意見が出ています。「場所に応じて新陳代謝として危険な樹木の伐採と更新がうまく繋がると良い」、「更新樹木の選定方法や、樹木更新による CO2 の固定値や日陰の有無の検証、剪定後の樹冠等の未来予測などを、テクノロジーを使って市民に見える形で示し、健全な樹木の育成につながると良い」など、健全な更新を望む意見やテクノロジーへの期待が見受けられます。

今後もさらなる審議がなされると思いますが、伐採に伴う植え替え、樹冠被覆率などの未来図の提示など、市民説明が必要となると考えますが、老木対応に伴う市民理解の在り方について見解を伺います。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○市 長（小美濃安弘君）

蔵野恵美子議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、大きな 1 点目の 1 点目、要支援者への支援についての周知ですが、必要なときにサービスや支援につながるように、65 歳到達時に送付する介護保険証と一緒に、高齢者サービスの手引きを送付しているとともに、毎年介護保険料の納付通知を送付する際に、いきいきサロンやレスキューヘルパーの案内のチラシを同封しております。また在宅介護・地域包括支援センターでは、老人クラブや地域の集ま

りなどに出向き、御案内をしているところでございます。

近年では新型コロナウイルス感染症により、高齢者のフレイルが問題となったことから、令和4年度からはフレイル予防の普及啓発を目的に、健康長寿のまち武蔵野推進月間を開催しております。今後はデジタル機器を利用している高齢者が増えていくことなどから、インターネットやSNS等の積極的な活用を検討する必要があると考えております。

2点目です。介護予防・日常生活支援総合事業の本市の特徴でございますが、訪問型サービスでは、市独自の認定ヘルパー制度を創設し、介護福祉士等の資格を持たない方でも研修を受講し、武蔵野市認定ヘルパーとして、要支援の方への家事援助の提供を可能といたしました。また、通所型サービスでは、テンミリオンハウスやいきいきサロンなどの通所型サービスに相当するサービスを一般会計で実施することにより、要支援認定を受けずとも利用することができます。さらに要支援の方のケアプランは、全て市直営の基幹型地域包括支援センターで作成し、一元的に対応しているのが特徴でございます。

3点目です。要支援認定者数とサービスの利用状況の近隣自治体との比較ですが、全国、東京都、近隣市よりも、要支援1・2の認定率、サービスの利用率は、いずれも低い傾向にあります。

続いて4点目です。要支援認定者数の増加に対する考え方ですが、本市ではテンミリオンハウスやいきいきサロン、不老体操、地域健康クラブなど、一般会計で実施している介護予防に資するサービスを、要支援認定を受けずとも利用することができるため、要支援認定率やサービス利用率が低い傾向にあると考えております。一方で、要支援認定の有無にかかわらず、要支援前後の段階から関わりを持つことは重要であり、様々な施策を通して、そのきっかけづくりを行っていきたいと考えております。

次に5点目です。地域包括支援センターの役割、相談件数、内容の傾向、課題、展望についてですが、本市の在宅介護・地域包括支援センターは、在宅介護などに関する様々な相談を受けるとともに、各種の介護支援サービスの情報提供、総合調整を行っております。市内6か所の在宅介護・地域包括支援センターのここ数年の延べ相談件数は、毎年約2万4,000件前後でございます。

相談内容別では、最も多いのが介護保険に関する相談、次に保健、医療に関する相談、認知症、精神に関する相談となっております。さらに、いきいきサロンの立ち上げや運営支援、地域住民と協働したラジオ体操やフレイル予防の講座なども行っており、気になる高齢者の情報を把握し、地域で見守るための地域づくりなどにも取り組んでおります。

業務範囲は幅広く、高齢者数も増加する中で、在宅介護・地域包括支援センターは、本市の地域包括ケアシステムの要として、さらに重要な役割を担うことになります。最近の相談内容の傾向は多様化、複雑化もしており、そのバックアップをする市直営の基幹型地域包括支援センターの体制や、分野横断的に対応するための庁内連携組織における包括的な相談支援体制を強化していきたいと考えております。

6点目です。要支援の手前段階、要支援段階の支援サービスに関する現状、課題、展望でございますが、本市では介護保険だけではなく、一般会計で介護予防に資するサービスを実施することにより、要支援認定を受けずともサービスを利用することができます。また、社会活動センターや総合体育館、生涯学習など、趣味やスポーツの活動に参加している高齢者も多く、フリーアクセスで利用ができます。

一方で情報が分散しており、自分に合った活動が分からないという課題もあり、情報の一元化や、希望する活動とのマッチングが課題でございます。さらに、高齢でも健康的で社会参加を続けるアクティブシニアも増加しており、今後は、希望する方は就労ボランティア活動なども選択できる仕組みを検討してまいります。

次に、大きな2点目の1点目です。居住サポート住宅と、市が実施しているあんしん住まい推進事業との違いについてでございます。この2つの事業については事業主体が異なり、前者が民間や居住支援法人となるのに対し、後者は市となります。

その他にも、制度面で大きく2点の違いがございます。1点目は、居住サポート住宅は、市などの認定を受けて、あらかじめ専用の住宅が確保された上で、対象となる方に入居いただくものですが、あんしん住まい推進事業は、一般の民間賃貸住宅への入居を支援するものとなります。2点目は、安否確認や見守りなどの居住中の支援は、居住サポート住宅では必須となりますが、あんしん住まい推進事業では、入居者、または物件所有者の御意向により、市が一部支援を行うものとなっております。

2点目のあんしん住まい推進事業の令和6年度の成約件数が1件のみである要因と、事業の評価についての御質問です。

要因は主に2点あると考えております。1点目は、例えばお一人での生活が難しい80歳以上の高齢者や障害のある方などは、不動産店において、対面で生活状況や支援者、福祉サービスなどの説明ができるような伴走型の支援がないと難しい面がございます。2点目は、不動産関係団体からは、昨今、武蔵野市内の賃貸住宅の入居率が高くなっており、空き物件が少ないということも聞いております。

また、あんしん住まい推進事業の評価についてですが、相談窓口においては、物件の探し方、協力い
ただけそうな不動産店や居住支援法人の紹介、公営住宅の案内などを併せて行っており、その中で転居
先を見つけられる方も多くおりますので、相談事業においては効果があると考えております。一方で、
転居希望者と協力不動産店とのマッチング事業における契約件数は少ない状況でございますので、あん
しん住まい推進協議会での議論等も踏まえながら、適宜改善を図っていきたいと考えております。

続きまして3点目です。本市の居住サポート住宅に関しての取組状況、課題、展望についての御質問
でございます。

取組といたしましては、あんしん住まい推進協議会において国土交通省から制度等の説明をいただく
など、制度内容等について関係者間で共有を図っております。なお、現在制度の周知についてホームペ
ージを作成中でございますので、早急に公開をしていきたいと考えております。

課題につきましては、まだ制度が開始して間もない状況でございますので、今後の状況を見てまいり
たいと思いますが、本市は近隣と比べ家賃相場が比較的高い状況がございますので、事業者の採算性と
いった面は課題の一つとなることが想定されるところでございます。

また、展望につきましては、蔵野議員からもございましたとおり、単身高齢者の増加、孤立や孤独死
のリスクなどを踏まえますと、市としても普及を進めていくべき事業と考えておりますので、今後、居
住支援法人等との連携を図ってまいりたいと考えております。

次に4点目です。あんしん住まい推進事業と居住サポート住宅のすみ分け、連携をどう支援につなげ
ていくのかということでございます。市の独自制度であるあんしん住まい推進事業は、一般の賃貸住宅
への居住支援として、不動産関係団体、福祉関係団体、居住支援法人と連携して、適宜改善を図りなが
ら進めていきたいと考えております。また、居住サポート住宅は今後どの程度の事業申請があるか、予
測が難しい部分はございますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。住宅セーフティ
ネット法に基づく事業の目的は両事業とも同一でございますので、住宅部局と福祉部局との連携、また
居住支援法人とも連携し、2つの事業を組み合わせながら、住宅確保要配慮者の住宅支援を図りたいと
考えております。

次に、大きな3点目の1点目です。市が管理する樹木の倒木、落枝の件数と事故件数、過去5年間に
ついての御質問でございます。市管理樹木の令和2年度から令和6年度までの5年間の倒木本数は19

件で、落枝は5件でございます。そのうち物損事故となってしまったのは、倒木によるものが3件、落枝によるものが5件の計8件でございます。

2点目です。市内全体の樹木管理マニュアルの存在と樹木をどのように管理しているのか、また管理台帳はあるのかという御質問です。街路樹については、東京都の街路樹診断等マニュアルを参考にして樹木の維持管理を行っております。街路樹の管理台帳については令和7年度中に作成予定であり、台帳を基に今後管理方針（仮）を策定する予定です。公園内樹木については、公園ごとの施設を含めた台帳により管理をしております。実生木も多く存在することから、状況を確認しながら適正な維持管理を行いつつ、今後検討していきたいと考えております。

3点目です。近隣区市と比較して、面積当たりの街路樹が多い要因は何かとの御質問です。本市は昭和48年に武蔵野市民緑の憲章を制定し、緑は市民の共有財産を理念に、緑を増やして保全をしてまいりました。街路樹についても例外なく、市民と共に守り継いできた歴史から、市域は極めて小さいものの、多くの樹木を維持してきたところでございます。個別の要因といたしましては、グリーンパーク遊歩道や千川上水等、道路に沿って延長のある遊歩道の資源を保有していることが挙げられると考えております。

次に4点目、街路樹にかかわらず、市管理樹木の根の診断をどのように行っているのかという御質問です。樹木診断の方法は、街路樹、公園内樹木ともに、外観診断の結果、ダメージ等のある樹木について幹に対する測定を行い、空洞率が50%を超える等の場合には伐採の判断をしてきました。市道第240号線の桜が倒木した事例を調査した結果、根株の状態が著しくよくないことが分かり、特に桜の街路樹については外観診断の結果を問わず、根への測定を実施することとしております。

5点目です。伐採に伴う植え替え等、老木対応に伴う市民理解の在り方についての御質問です。これまで極力自然樹形を保ちながら樹木の保全を行ってまいりましたが、特に樹齢を重ね、衰退傾向にある高木類については、限界を迎える個体もあるため、より精度の高い診断も実施してきたところでございます。第1回審議会では、老木、巨木に関する様々な視点からの意見が出されました。そうした意見を踏まえ、市民への理解を求めるため、丁寧な周知、説明をしていく必要があると認識をしております。

現在、緑の基本計画の改定に当たり、緑化推進審議会にて、樹冠被覆率等の考え方を含め、様々な視点から課題や今後の方向性、将来像について議論をしております。市民ワークショップを開催し、市民

との対話の場を設けながら改定作業を行っているところでございますが、今後計画案ができた段階でパブリックコメントを実施し、意見をいただく機会を設けていく予定でございます。夏の暑さも年々増している中で、暑さを和らげる効果も期待できる等の樹木のメリットを伝えながら、危険な樹木に関しては適時適切な管理により更新していく方向性を、市民の皆様と引き続き共有していく方法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○15 番（蔵野恵美子君）

それでは再質問いたします。まず介護未満からの支援についてなのですが、介護保険に、介護サービスのほかに予防という概念が追加されて、支援内容が細分化されて、一部支援が拡大された部分もあるのですが、特にその介護未満の支援においては、ちょっと市民にとっては分かりにくい制度かなとも感じています。壇上で紹介しましたジェーン・スーさんも著書の中で、介護未満のお父様の支援をしていく中で、自治体の資料を読んでもぴんと来なかったけれども、介護制度に詳しい知人からの話を聞いた上でその資料を読むと理解できたというふうに述べています。

その介護制度改正があった当初、私もこちらの資料、ちょっとこれはコピーなのですが、このカラー版の資料、「介護予防・日常生活支援総合事業が始まります！」という、これを読んだときはちょっとよく分からなかったのですが、介護保険制度の改正を理解した上で読み返すと、コンパクトによくまとめられているのと、逆に 180 度感想が変わったのです。今現在改訂版も出ています、ちょっと簡略化されたもの、こういった白黒のものは出ていますけれども、これらの資料はまとまってはいるけど、やはりこれは知識がある程度ある方が理解できる資料、もしくは知識のある方の説明を聞きながら見る資料というものになるかと思います。

そこで伺いたいのは、一般的に介護認定については多くの市民は御存じだと思うのですが、要支援とか要支援未満であっても、この基本チェックリストで対象になれば総合事業の支援が受けられるということを知るには、やはり何かのきっかけがないとなかなか、介護状態でもないしというところで介護認定までと思わないから、何かのきっかけでこういった支援も受けられるということを知れるといいと思うのです。

その部分の周知については、先ほどいろいろ、そういった体操教室とかで周知したりとか、今後は SNS とかインターネットを使ってというような答弁でしたけれども、もちろん今までどおり、そしてそういったネットを使って幅広でお願いしたいのですが、呼びかけが 65 歳以上中心になっているかと思うのです。それももちろんいいのですけれども、要するにそういう高齢の親がいる、私たち世代に呼びかけるような周知の方法があってもいいと思うのです。何か御両親のことでちょっと気になることがありませんかとか、そういった呼びかけのネットとか SNS の周知だとか資料だとか、そういった視点での周知が必要ではないかなと思うのですが、これについてまず見解を伺いたいと思います。

○市 長（小美濃安弘君）

いや、おっしゃることはよく分かります。私も親がもう 89、90 の年代になってまいりまして、今から思うと、知識としてはもちろん知っていたのですけれども、そういったことを早く行動として移しておけばよかったなというのを、今となって少し後悔しているところでございます。

確かに、私は上下で親と住んでいるので、生活のちょっとした変化というのが比較的分かるのです。そうすると、あれっ、ちょっとおかしいなと、その時点で何らかの対応を取っていれば、大分進行を遅らせたかなという感じも思うのですが、ちょっとそこはなあなあになってしまったと。結局ちょっと認知も今進んできているのですが、認知が進んでしまってから認知症の検査に行きましょうって、人それぞれ尊厳がございますので、なかなか声がかけづらいという、そういうことも、自分の家族を通じて理解することができました。

そういう事例を 60 になるちょっと手前ぐらいから知っていれば、もっとよかったかなというふうに思っておりますので、せっかくの御提案でございますから、今後研究してまいりまして、要するに御自身の親御さん世代がそういう要支援とか要支援未満に差しかかるときに、御家族の方が理解できるような資料というのは、確かにいい御提案だと思いますので、少し研究してみたいなというふうに思っています。

○15 番（蔵野恵美子君）

ありがとうございます。ぜひお願いしたいなと思います。ちょっと令和 6 年度の事務報告書の 260 ペ

ージに、介護予防・日常生活支援総合事業対象者数というのが出ています。こちらの人数というのは、要支援の方と要支援未満の方でこの総合事業を受けている人、両方の合計というふうに伺っているのですが、この要支援未満の方の人数ってどれくらいなのかなと思うのです。未満でこの総合事業を受けている方、それを知りたい。多分これは少ないのではないかなと思うのですけどどうなのでしょう。できればこれは数字を分けて出していただくと、周知がどういうふうに届いているのかというのがある程度分かるのかなと思うのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○市 長（小美濃安弘君）

担当部長からお答えします。

○健康福祉部長（山田 剛君）

ただいま議員から御質問いただいたデータにつきましては、令和7年版武蔵野市健康福祉部事業概要の105ページのほうに記載をさせていただいておりますが、例えば令和6年度の総合事業対象者数の総数で言うと47名ですけれども、うち要介護（要支援）認定の非該当の方はゼロ名ということで、数値的にはかなり少ない状況、これは各年度とも共通しているデータでございます。

以上です。

○15番（蔵野恵美子君）

そうなのですね。そうすると、せっかくこの制度ができた意味というか、もちろん要支援の方がこういったサービスを受けられるという部分は拡大した部分なのだけど、要支援に該当しなくても、このお元気アンケートですか、チェックシートをすると受けられるというところがポイントでもあるから、その層に届いていないのではないかなとやはり思うのです。

なかなか難しいところだと思うのですけど、さっき市長もおっしゃったように、家族にこのチェックシート、介護認定を受けてみたらとか、なかなか言いにくいですね。でも、このお元気アンケート、チェックシートぐらいなら、何か受けてみたらと簡単に、もう少しハードルを下げて呼びかけられるとったりもするので、そこら辺がもうちょっと数字が伸びたらなと思うのです。

先ほど答弁の中で、本市は介護保険に関係するようなそういったいきいきサロンだとか、この間行われたケアリンピックだとか、テンミリオンハウスでの体操講座とかそういったものを、介護保険でなくて一般会計から出すことで、介護保険料を抑えたりするということもやっているのだけれども、それがゆえに、この総合事業の数につながらないというか、そういった部分もあると思うのですけど。それは一長一短だと思うのですけど。

なので、何が言いたいかというと、そういった要支援に該当しなくても支援が受けられるのだということの部分の周知も含めて、対象世代の拡大も含めてお願いしたいなと思っておりますので、答弁いただきたいと思います。

続いて高齢者の賃貸居住支援のところですが、今現在行っているあんしん住まい推進事業と居住サポート住宅、これはちょっとやはり違うのです。要するにあんしん住まい推進事業というのはマッチング的なところで、この今回新しくできた住宅サポートというのは、もう既に箱を先に見つけて、そこに住んでいただくというような、前提が随分違うなということは分かりました。なので答弁にもありましたように、並行してお願いしたいと思うのですけれども、それにしても何か、あんしん住まい推進事業の件数が1件ということで、なかなか少ないなと思うのです。

恐らく答弁にもあったように、伴走者がいないといけないような方、要するに福祉住宅とかそっちのほうに合っているような方とか、もしくは別な民間だとか市営アパートとか、そういったところが見つかった方っているので、このあんしん住まい推進事業の該当者ってなかなか難しいのかなとも思うのです。意外と民間で見つかるとか、そういうことだと思うのですけど、でも考えてみると、民間などで見つかったとしても、更新が2年ごとぐらいにあるわけです。

だから、見つかったとしても常に、次更新できるのかなとか、もっと自分が高齢になったときに更新できるのかという不安は、常に付きまといながら居住することになると思うので、ある意味最初はちょっと手続は面倒だけれども、あんしん住まい推進事業で住宅を確保しておいたほうがメリットもあるのだというような周知の仕方をお願いできればと思うのですけれども、そのように周知されているのかどうか含め、御答弁いただきたいと思います。

○市 長（小美濃安弘君）

両方の御質問とも担当部長からお答えします。

○健康福祉部長（山田 剛君）

まず総合事業の関係でございますけれども、これは本市の特徴的な取組なのですが、まず総合事業の利用等の御相談があった場合、本市ではあえてまず要介護認定、要支援認定を受けていただくような形でお話をさせていただきます。

これはなぜかという、これも議員が御案内のとおり、要介護認定、要支援認定を受ける際には、必ず主治医の意見書というものを取る形になりますので、その方の医療情報をしっかり確認させていただいた中で、しっかりとサービスにつなげていくという、その医学的な側面を我々としては重視しているので、まず御相談を受けた場合は、要介護・要支援認定を受けていただいて、その後更新の際に特に大きく状態像が変わっていなければ、その後については簡易的なチェックリストでサービスを継続していく。

そういう取組が、これは武蔵野市独自の非常に特徴的な取組だと思っております、これは非常に有効だと我々は認識をしておりますので、今後ともその取扱いについては継続してまいりたいというふう考えているところでございますが、ただ情報の伝え方については十分でないところも確かにあると認識をしておりますので、今後その伝え方については、皆さんに分かりやすく、丁寧に発信できるような体制整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○都市整備部長（大塚省人君）

先ほど市長から居住サポート住宅の広報の話はお伝えしましたが、当然利用者目線、利用していただく方が使いやすいように、分かりやすいような目線で周知していくことというのが大切だと思いますので、居住サポート住宅の周知等を含めまして、あんしん住まい確保事業の周知につきましてもそのように努めて、早急にホームページを更新していきたいと思っております。

○15番（蔵野恵美子君）

ではまず総合事業のほうは、最初からそのお元気アンケートというのはないのですね。最初に要介護

の認定というのが必要だと。でもちょっとハードルは高いですね。ただ、それもそれで意味があってやっていることだと思うのでいいのですけれども。

そうすると要するに、介護認定を受けるほどになった方にとって、要支援にもならないけど総合事業に流れるという割合がかなり少ないということですよね、逆に言うと。だから、ある程度やはり進んでからそういう介護認定のほうに行くわけだから、そこが課題でもあると思うので、取りあえず元気そうでも要介護認定を受けるというのも悪くないというような、何かそういう周知があればなというふうに感じました。要望としておきます。

あんしん住まい推進事業。もちろん周知をお願いしたいのですが、その周知の仕方です。だから、この住宅に住むメリット、長い目で見ると安心ですよ、更新とかの際に、また新たに探さなくてもいいというメリットがあるというような周知をしないと、このよさってちょっとつながらない。民間でちょっと見つかってしまえば、では取りあえずそっちのほうが楽というか、手続も楽そうだから、そっちに行ってしまうとなってしまうところが、ちょっとやはり件数の少なさにもつながっているのかなと思うので、そこら辺の周知はどうかという質問なので、もう一度答弁いただきたいと思います。

それと、樹木管理の見直しなのですが、そもそも本市には緑の基本計画がありますけれども、樹木自体に関する管理計画的なものがないというところが、中長期的なそういった樹木管理についての認識がなかなか浅いというか、広がっていない、担当課任せになっているというところが、課題の一つでもあるのではないかと思います。これはでも本市だけのことでなくて、今全国の自治体でその課題認識がされ始めているところであります。

府中市では2025年3月に、府中市街路樹の管理方針というのを策定されています。緑化推進審議会での審議を経てということになるかと思いますが、ぜひ樹木に特化したそういった計画を作成していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○都市整備部長（大塚省人君）

先ほどのあんしん住まい確保事業のメリットについてでございますが、一定期間あんしん住まい確保事業の住宅に住んでいただけるということがメリットでございますので、また入居中の支援だとか、入居後の支援だとか、そういう話もメリットになりますので、その辺のメリットが分かるような周知をし

ていきたいというふうに思っているところでございます。

○環境部長（関口道美君）

樹木の管理の計画についての御質問でございます。先ほど市長のほうから御答弁させていただきまして、たとおり、まず街路樹については今年度中に台帳をつくりまして、その後、総合管理計画をつくってまいりたいと思っております。

また公園のほうは、公園を整備した際に樹木の配置とかはあるのですが、先ほど市長が答弁させていただきまして、もう実生木等があって、結構木々は多くございますので、それはまた改めて現場を確認して、街路樹の台帳をつくって、管理方針をつくった後に、また検討してまいりたいと思っております。

先ほど紹介いただきました、A Iを活用した診断とかも、今審議会の中では、緑化行政に詳しい学識経験者の方と、あと樹木医の方にもメンバーとして入っていただいておりますので、その方たちのいろいろな意見を聞きながら、緑の基本計画の改定のほうにも生かしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○15番（蔵野恵美子君）

住宅のほうは分かりました。よろしくお願いいたします。

樹木管理のほうです。まずそういった街路樹のほうの計画をということで、ぜひこれをお願いしたいと思います。昨年度建設委員会の報告でも、道路の工事とか地下の排水管とかの工事等で、根がかなりやられてしまって、環境がやはり悪いということで、本当に大変なことになっているのだなということが分かりましたので、これはもうまず優先的にお願いしたいと思っております。

A Iのお話も今いただきました。前向きに検討していただいているということで、ぜひこの都城市のは、今測定中というか、検証中みたいなので、今年度中にその結果が出るということなので、その検証結果なんかもぜひ注目していただきたいと思います。これがもし有効であるとなると、樹木の診断だけ

ではなくて、木の位置だとか検診の結果とかの履歴とかが全部一括してデータになるので、正確性だけでなく、非常に効率化にもなると思うのです。

樹木医さんも今数が減っているということで、これも問題になっているのですが、樹木医さんは自分の人間の目で見るといふ、また別の視点での診断に特化できるというダブルの効果があると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。人間の体も今診断するのは、A I プラス主治医のダブルチェックといふか、それがもう主流になってきているのです。だからこれは樹木にも同じようなことが当てはまると思っています。

都城市でもD X推進プロジェクトに上げて、今動いているのだけど、武蔵野市でもこのD X推進プロジェクトに、都城市の結果を見て上げていただいて、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。市長、いかがでしょう。

○市 長（小美濃安弘君）

今もう本当にA I の進化も著しいものもありますので、そういったものを利用して、樹木の管理についてもD X化を進めていくというのは、これは一定理解できるところでございますので、この件は研究していきたいと思っております。

くらのえみこ Official Site

<https://www.emikokweb.com/>